

最重点事項 （1）学生の安全・健康 （2）学業遅滞の回避

目標（目的）

1. 学生寮内にウイルスを持ち込まない
2. 万一学生から感染者や濃厚接触者が出ても、影響（対策範囲）を最小限に抑える
3. ウィズコロナでの生活について自ら考え行動する

A. 健康管理

- （ア）新型コロナウイルス感染症を寮内に持ち込まない工夫を個々人が努力する。
- （イ）BSLに出る学生は毎朝体温を測定して、その日の体調と共に Moodle に入力する（午前4時以降、遅くとも午前中に）
- （ウ）体調不良の場合、BSL中の学生は、原則大学所有の抗原キットによる検査を継続。BSL学生以外の学生は、原則自主的に近医受診。
- （エ）コロナ確定例もしくは検査結果待ちなど感染対策上欠席が望ましい事例については、保健センターに連絡の上、メディア授業対応。
- （オ）新型コロナウイルス陽性者の出席停止：BSL学生以外は7日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまでとする。ただし、BSL学生は、10日出席停止。出席停止期間中は、自室待機で人との接触を避ける。
- （カ）マスク着用は、病院内、BSL中では必須、その他の実習、講義は原則着用とする。近距離に人がいる場合はマスク着用を推奨。食事の際は、黙食とする。手指衛生を徹底する。
- （キ）学生寮内でクラスターが発生した場合は、学年を問わず実習（BSL含む）、講義への出席を制限することがある。

B. 学生寮外での行動

- （ア）旅行は国内外を認める。帰省・旅行等で寮を離れる場合は外泊・旅行届を提出する（現在の帰省・旅行許可願ではなく、寮務係にある外泊・旅行届を使用）。原則としてBSL、実習、講義が始まる1週間前には帰寮し、観察期間とするが、CBL、早期体験実習、都道府県主催の夏季研修等は例外とする。
- （イ）アルバイト、カラオケ等の感染リスクが高いと考えられる場合には、特に感染対策を徹底する。

C. 学生寮内での行動

- （ア）寮内に入る際には入口で手指の消毒
- （イ）寮内ではマスクと大学指定の名札の常時着用 例外：自室内、浴室内
- （ウ）医学部教員・大学職員以外の者の立ち入り禁止。なお、サークル活動等のミーティング等では看護学部学生の大ラウンジまでの立ち入りは許可する。その際、名札着用の上、玄関で記帳のこと。〔例外：郵便局は配達員、宅配業者配達員、東京電力の検針員〕
- （エ）小ラウンジ、自習室、6年生用勉強会室、和室、集会室、音楽室
 - （a）体調不良の場合には使用しない。
 - （b）ソーシャルディスタンス、換気に気を配る。
- （オ）迷ったことがあれば自らで判断せずに、学生寮生活サポートセンター教員、学生課、保健センターなど必要な組織・部署に遠慮なく相談する。

D. 食事、飲酒について

- （ア）飲酒も可とするが、大人数（概ね30人程度以上）での食事、飲酒は避ける。
- （イ）咳、鼻汁などを含め体調不良の際は複数での食事、飲酒には参加しない。